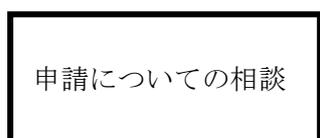


農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

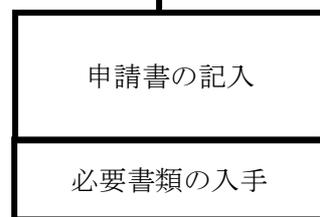
貝塚市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

〈申請者の方の流れ〉



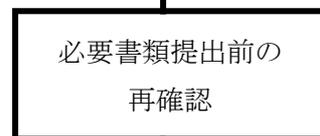
※農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

[貝塚市島中1丁目17-1 TEL:072-433-7388]

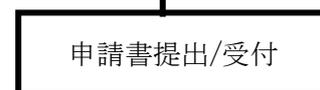


※申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります。）をご記入いただきます。なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。

※別添の必要書類一覧表をご参照ください。なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。



※記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。※申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストをご確認ください。



※ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。

〈農業委員会等の流れ〉

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です。）



※申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を確認し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います

※農業委員会総会により許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

※ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。